

令和7年度第2回太子町社会教育審議会議事録

日時：令和7年12月18日（木）午前10時00分～午前11時00分

場所：太子町役場行政棟1階 A101会議室

1. 審議会の開催日及び場所

日時 令和7年12月18日(木)

場所 太子町役場行政棟1階 A101会議室

開会 午前10時00分

閉会 午前11時00分

2. 答申事項

「文化会館等における管理運営のあり方について」

3. 委員の出席者

室井 美千博(有識者)

中村 薫(有識者)

廣田 ちなみ(有識者)

蓮本 了遠(有識者)

玉田 正典(自治会)

神南 隆司(自治会)

福井 和幸(文化協会)

【欠席者】

中村 信義(有識者)

芦田 悦子(有識者)

山本 龍司(スポーツ協会)

田窪 大(青少年育成協議会)

4. 町出席者

教育長 糸井 香代子

《事務局及び説明員》

教育次長 福井 照子

社会教育課 課長 熊谷 恵之

副課長 児嶋 綾

主査 森田 耕平

文化会館 係長 佐々木 剛志

主事 延澤 朋樹

図書館 館長 竹内 恵美

歴史資料館 主査 河岸 和樹

5. 傍聴者 0名

6. 審議会経過 別記記載

【司会】

皆さん、おはようございます。令和7年度第2回太子町社会教育審議会を開催いたします。本日はお忙しい中ご参加いただきまして誠にありがとうございます。

司会は社会教育課の森田が務めます。進行につきましては、お手元に配布している次第の順に進めさせていただきます。

本審議会は11名で構成されており、7名の出席を求めていますので、太子町社会教育審議会条例第1条第2項の提案を受けまして、会議が成立していることを報告させていただきます。

また、本日審議会議員の皆様にご答申していただく内容は、「文化会館等における管理運営のあり方について」でございます。

本日の審議会は、教育委員会から福井教育次長、熊谷社会教育課長、児嶋副課長、文化会館佐々木係長、延澤主事、図書館竹内館長、歴史資料館河岸主査が同席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、開会に先立ちまして、福井教育次長よりご挨拶を申し上げます。

【福井教育次長】

おはようございます。ご本日は、ご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本審議会におきましては、去る12月11日に諮問させていただきました文化会館等の管理運営につきまして、多角的な視点から熱心にご議論を重ねていただきました。本日は、その検討結果に基づきまして答申をいただきたいと存じます。町といたしましては、この答申を受けまして、住民の皆様にとってより質の高いサービスが提供できますよう鋭意努力してまいります。

結びに、今後も引き続き、本庁の社会教育がより充実してまいりますよう、ご指導、ご支援いただければ幸いです。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。続いて議事を進めさせていただきます。前回と同様に、今回の議長につきましては、条例に基づきまして、室井会長にお願いすることとします。それでは、室井会長よろしくお願いいたします。

【室井議長】

委員の皆様方におかれましては、ご出席いただきまして、ありがとうございます。前回に引き続きまして議長を務めさせていただきます。議事につきましては、先ほどありましたように、お手元の次第に従って進めさせていただきます。議事の円滑な進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでははじめに、本日の会議録署名議員ですけれども、蓮本委員と廣田委員を指名させ

ていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の答申案の審議につきまして、基本的にはその方向性は前回の時に確認していただきました。その審議の過程でいろんなご意見いただきましたので、それを付帯意見としてまとめたものも含めまして答申案を示させていただきたいと思います。取りまとめた事務局の方からまずご説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【佐々木係長】

それでは、私から説明させていただきます。前のモニター見ていただければと思います。前回の会議で、皆さんの方からいただいた最終的な結論としまして、図書館・歴史資料館はこれまで通り直営とする。文化会館については、令和9年度のリニューアルオープンに合わせて指定管理者制度を導入するという方向で賛成をいただいたかと思います。その上で、今回お手元に配布しております答申案を本日は作成していこうと思います。

【答申案読み上げ】

「本会議に諮問された文化会館、図書館、歴史資料館の管理運営について、図書館及び歴史資料館は専門的知見等を要するため、庁の直接運営が適当と判断する。文化会館も、社会教育施設として直接運営が好ましいが、運営が困難な事情等も考慮し、施設及び地域文化の活性化、民間連携の強化が期待できるものとして、指定管理者制度を導入することはやむを得ないと判断する。なお、会議として次の通り意見を付する。

- 1 文化会館については、会館運営や自主事業に関して明確な方向性を町が定め、全てが事業者任せにならないよう取り組むこと。
- 2 指定管理者制度の導入については、定期的に事業内容等の評価を町が実施し、行政による直接運営よりも良いものになっているか都度確認すること。
- 3 1及び2の附帯意見については、担当職員のみならず、教育委員会として組織的に取り組むこと。
- 4 指定管理を行う事業者の選定については、明確な審査基準を設けること。
- 5 指定管理者制度を導入することで発生する行政の余剰人員については、適切な部署に配置し、住民サービスの向上に努めること。
- 6 図書館及び歴史資料館については、図書館司書や学芸員など専門的知見を有する人員を計画的に配置し、安定的な運営を継続するとともに、これまで以上に住民が利用しやすい環境を構築すること。」

ということで、一旦案として挙げさせていただいております。

ちなみに、4番・5番については、前回欠席された委員からいただいた意見も反映しております。

これについて、皆さんから引き続き意見をいただければと思います。

【室井議長】

それでは、まず、1番・2番のその上の部分ですけど、この部分について何かご質問とかご意見はございますか。

【神南委員】

まず1番上の2行ですけど、本会議って言い方しますかね。本会と言うのではないでしょう。それと、1番最後の締めくくり部分の「やむを得ないと判断する」は行政法で「やむを得ないものと判断する」ではないかと思えます。

【室井議長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。特にないようでしたら、下の付帯意見のところに移らせていただきたいと思えます。付帯意見の方につきまして、これも一括して1から6まで、その間で何かご意見ございますか。

【神南委員】

1番のところ、文化会館についてですが、この文化会館っていうのは、指定管理導入後の文化会館のイメージだと思うのですが、「指定管理者制度導入後の」という文言を入れる方が良いかと思うのですが。それから、「明確な方向性を町が定め」の部分は、「教育委員会が定め」かと思うのですが。それから2番目も、「評価を町が実施し」の部分は「教育委員会が実施し」が良いかと思えます。「都度」も例えばその都度確認するとか、複数回あるんだったらそういう言い方になりますが、年に1回でしたら都度はいらないでしょうし。

【佐々木係長】

想定としては毎年、1年に1回という風に考えています。それでは、都度は消しましょうか。

【神南委員】

それから5番目、その余剰人員と言い方。確かにその指定管理すれば人員が余るのだろうと思うけど、余剰人員という言い方はどうなのかと少し違和感があります。それから6番の2行目ですね。計画的に人員を配置していることは、人事異動等で職員の多い時、少ない時が生じないようにというニュアンスとっているのですが、それも最近よく流行りの持続可能性の環境、持続可能な運営になるようにとかいう、そういうことを入れて、それで計画的に配置しなさいよと提言する方がよりふさわしいかなと思えます。

【室井議長】

ありがとうございます。1番・2番の町のところは、教育委員会の方がよろしいですね。修正ありましたので、一つずつ確認します。1番はいかがでしょうか。問題なしですか。

【各委員】

問題なし。

【室井議長】

それでは2番はいかがでしょうか。

【蓮本委員】

2番について意見というか要望があります。もし何か問題がある場合に、契約事項として解除条件みたいなものをしっかりと明記しておく方が良いかと思います。

【熊谷課長】

契約の解除ですね。それは、付帯意見に入れるよりは、実務の上ということで契約書上、それは入れさせていただくことになろうかかと思っています。

【室井議長】

確認ですが、2番の2行目の「直接運営よりも」の部分は、このままでいいんですね。どちらがいいかと思ひましてね、ここも教育委員会としたらいかがでしょうか。

【佐々木係長】

今までは、教育委員会に統一。教育委員会が実施し、教育委員会によるっていう、言葉が続くのがどうなのかなという。消した方が直接運営よりも分かるかと思っています。

【室井議長】

その辺をちょっと触ってくると、それこそ本文の方は町の直接運営を適当と判断するということですね。

【佐々木係長】

本文で町の直接運営と1回述べていますので、意味は通じるかなとは事務局としては思うのですが。

【室井議長】

本文の部分で最終確認していただきましたけど、下のところが町の部分が教育委員会に

変わって、上はそのままなので、その辺の整合性がどうなのかなとは。私としては上の文章そのままのほうがいい感じはしているんですけどね。ちょっと確認だけ。

【佐々木係長】

2番の事業内容等の評価は、あくまで教育委員会が担当なので実施します。ただ、文化会館、図書館とかも含めた運営自体は教育委員会というよりも町がやるということで、上はもう町の方がいいのかなと。運営自体は町ということで、実務は教育委員会という風に切り分けていいのかなと考えています。

【神南委員】

2番目の「の」はなくてもいいかなと思います。

【室井議長】

それでは、1・2番はよろしいですか。確認しますね。1及び2の付帯意見については、町職員のみ任せることなく、教育委員会として検討すること。

そういえば2行目の、都度を削除して確認することということですけど、先ほどの意見がありましたように、都度だけだったらちょっと言葉足らずですけど、その都度でと入れる方が、何度も確認をしているんだっていうのは、それは出てくると思うんですね。

【佐々木係長】

想定は年1回がいいかなとは、こちらは考えています。

【神南委員】

1回やったら、もう都度がない方がいいんじゃないですかね。

【室井議長】

そうですね。はい。そしたら、先ほどのご意見のように、「その都度」を消しても十分に何回かきちっとやっていくんだっていうね。それでは、5番のところ、余剰人員ですか。この表現はいいですかね。

【蓮本委員】

余剰は良くないですね。言葉変えられますか。前向きな表現、「必要な人員」になりますか。

【児嶋副課長】

導入することで減員する町職員については、とかはどうですか。

【蓮本委員】

うん、その方がいいですね。余剰よりも減員のほうがいいですね。

【熊谷課長】

短くまとめさせていただいた案があるんですけども、指定管理者制度導入後の職員については、適切な部署に配置し、でいかがでしょうか。

【福井教育次長】

文化会館職員については、指定管理者制度導入後に適切な部署に配置し、住民サービスに勤めることでしたら駄目ですかね。

【神南委員】

後半部分活かすのでしたら、やっぱり「減員された職員は」ではないでしょうか。「指定管理者制度を導入することで生じた減員された職員は」という表現でいかがでしょうか。そもそもここまで立ち入って書かなくても良いのではないかと思います。

【熊谷課長】

職員の件に関しては町の管理運営事項になるので、ここの審議会で触れていただいてもいいですが、触れていただかなくても、それはこちらで有効に活用するというのもう当然のことではありますので、もし不要ということであればそれで結構かとも思いますけれども。これはおそらく経費が下がらずに上がるという説明を前ちょっとさせていただいた。その上がるところのここをどうどういう風に整理するかというところで、この付帯意見で、その職員の余剰が起きた人件費は他のところでまた住民サービスの向上につながるように使われるという話があったかと思ひまして入れさせていただきましたが、文化会館だけにとどまらない範疇になりますので、表現はなかなか審議会としても難しいところはあるのかなってというのは理解しております。

【室井議長】

文章化しにくいところは、余剰という言葉が出てきましたけども、その余剰職員っていうか、それはaならaという人に限定されたものじゃないんですよね。もう要するに人数だけの問題ですから、その辺も含めようとするとまた難しい表現になるかなと。

【玉田委員】

私も神南委員のご意見と同じですね。そもそもこの部分があるのかというところから始まっています。

【蓮本委員】

これは、コストアップしませんってことを言っているんでしょう。その人たちが他に活用することによって、消費全体のトータルのコストはありませんって言うてるでしょう。

【熊谷課長】

文化会館だけで考えれば、上がりますけども。そのコストを他に付け替えることによってそちらのサービスが上がるということになります。これは社会教育だけで約束できるわけではないんです。他の業務に回る人員もありますし。社会教育審議会だけでとどまる話ではございません。

【福井委員】

思い切って5番を削除してもいいのでは。

【廣田委員】

そうですね、ストレートに入るような文章ができたらね、これは入れてもいいかなと思って、なかなか難しいのでと、5番を言われた方がいらっしゃるのでその思いも組んであげれば良いと思います。

【佐々木係長】

具体的にこの意見が出たわけではなくて、前回の会議の中で出た意見とか、欠席者への聞き取りの中で、この5番も含めた案で、この意見がこのまま言われたわけではありません。

【神南委員】

欠席された委員が言ったから、それを尊重しないといけない部分もあるかもしれないけど、ここは合議で進めているから、個人の意見を重視しすぎるとまとまらないわけですよ。これは来なかった人は来なかったっていうことで、それはもう致し方ないし、例えば極端な意見を述べる人がいたら、まとまらないでしょう。そういったことも考慮して続けていかないといけないと思います。

【室井議長】

お一人ずつご意見をいただいたんですけども、福井委員いかがですか。

【福井委員】

これはなくてもいいんじゃないですかね。

【中村薫委員】

人事の中で当然配慮されることだと思います。

【室井議長】

はい。5番のところ、先ほどご意見としては持続可能なということが出てきたんですけど、これはまた、持続可能になっていうのはどういうことなのか、みたいなことにもなるかなと思って、この表現、私はいらんんじゃないかなと思います。

【神南委員】

はい、それで結構だと思います。

【室井議長】

他に意見ございますでしょうか。

【蓮本委員】

4番について要望があるのですが、プロポーザル方式ですから、知見を持った方もたくさんいますので、選考委員もしっかりしていただきたいです。

【熊谷課長】

プロポーザルになりますと、選考委員会を組織します。どういう形が適切かは、検討はさせていただきたいという風には思っております。

【室井議長】

付帯事項の全体を通して、他にご意見等はございませんでしょうか。

【佐々木係長】

それでは、もう一度最初から読み上げさせていただきます。

【答申案全体を読み上げ】

ということで、読み上げさせていただきましたが、いかがでしょうか、最終確認としてお願いいたします。

【各委員】

問題ありません。

【教育長入室】

【室井議長】

【答申読み上げ】

令和7年12月18日太子町教育委員会様 太子町社会教育審議会会長室井美千博 文化会館等の管理運営について(答申) 令和7年12月11日付太教文化第136号をもって諮問された文化会館等の管理運営について、本会において慎重に審議を重ねた結果、下記の通り結論を得たので、答申する。

本会に諮問された文化会館・図書館・歴史資料館の管理運営について、図書館及び歴史資料館は専門的知見等を要するため町の直接運営が適当と判断する。文化会館も社会教育施設として直接運営が好ましいが、運営が困難な事情等も考慮し、施設及び地域文化の活性化、民間連携の強化が期待できるものとして指定管理者制度を導入することはやむを得ないものと判断する。

なお、本会として、次の通り意見を付する。

- 1 指定管理者制度導入後の文化会館については、会館運営や自主事業に関して明確な方向性を教育委員会が定め、全てが事業者任せにならないよう取り組むこと。
- 2 指定管理者制度導入については、定期的に事業内容等の評価を教育委員会が実施し、直接運営よりも良いものになっているのか確認すること。
- 3 1及び2の付帯意見については、担当町職員のみならず、教育委員会として組織的に取り組むこと。
- 4 指定管理を行う事業者の選定については、明確な審査基準を設けること。
- 5 図書館及び歴史資料館については、図書館司書や学芸員など専門的知見を要する人員を計画的に配置し、安定的な運営を継続するとともに、これまで以上に住民が利用し易い環境を構築すること。

【教育長】

慎重にご審議いただき、本当にありがとうございます。いただいた意見を基に、より良い運営ができるよう努力してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

【室井議長】

委員の皆様におかれましては、議事の進行にご協力いただき、また熱心に議論を深めていただきましたことに改めて感謝申し上げます。

事務局におかれましては、この答申に基づき、それぞれの施設が住民の方々にとって町の文化振興にますます寄与する施設となりますよう、鋭意取り組んでいただくようお願いいたします。それでは、議事が全て終わりましたので、議長の務めを終わらせていただきます。進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

【司会】

室井会長におかれましては、議事進行を円滑に進めていただきまして、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にご審議いただき、ありがとうございました。それでは、これにて第2回社会教育審議会を閉会させていただきます。お帰りの際は事故等にお気を付けください。ありがとうございました。

太子町社会教育審議会規則第4条に基づきここに署名する。

令和8年2月20日

署名委員

蓮本了遠

署名委員

廣田ちゆみ